

瀬戸内市ARコンテンツを活用した周遊促進事業 仕様書

1 業務名

瀬戸内市ARコンテンツを活用した周遊促進事業

2 業務の目的

令和7年7月～10月にかけて、岡山県では観光キャンペーン「おかやまハレいろキャンペーン2025」が実施され、キャンペーン期間中に実施されるイベント等を目的に来訪者の増加が見込まれる。本市においてもこの効果を波及させるため、市内観光施設等と連携し、拡張現実（以下、「AR」という。）を活用したスポットを市内複数個所に設置し、それらを巡る周遊促進事業を実施することで、地域での滞在時間の延長と地域消費の拡大につなげることを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和7年12月26日まで

ただし、瀬戸内市ARコンテンツを活用した周遊促進事業仕様書5の「(1) ARを活用したスポットの設置」及び「(2) 周遊促進のための企画・運営」事業については、令和7年7月9日～令和7年11月24日までの期間とする。

4 履行場所

瀬戸内市地内

5 業務の内容

(1) ARを活用したスポットの設置

携帯するスマートフォン等で位置情報を取得、又は目的地の場所に設置したマーカー等を認識することにより、その場所に関連づいた情報をスマートフォン等の画面上に表示することができる等のコンテンツを作成する。

① ARコンテンツの構築

瀬戸内市立美術館、牛窓アートハルモニア（ランデヴー、The Reflective eye、港風のサーカス）、備前長船刀剣博物館、アート及び刀剣に関連したスポット3カ所を含む計8カ所以上の場所で、画像を表示（使用する画像については、市から提供する）。加えて、写真撮影ができる等、ARの特性を考慮したシステムを構築すること。

ただし、システムの構築に当たっては、以下の条件を満たすこととする。

ア. スマートフォン等で動作するARコンテンツを作成すること。

イ. ARコンテンツは、瀬戸内市立美術館、牛窓アートハルモニア（ランデヴー、The Reflective eye、港風のサーカス）、備前長船刀剣博物館、アート及び刀剣に関連したスポット及びその周辺を対象エリアとすること。

ウ. 多言語（日本語、英語を必須）対応すること。

エ. 対応OSは、ios 及び Android とし、利用者はスマートフォン等を利用して操作することとする。ユーザー登録機能を用いることも可とするが、個人情報については取得・蓄積しないこと。

オ. ユーザー情報の取得は、運用上必要最低限に留め、取得した情報については、漏洩・改ざん等事故が生じないように対策を行うこと。

カ. 観光客が市内を楽しみながら周遊できるよう、画像を集めていく機能を備える等、工夫

を凝らしたシステムとすること。

② スポットの設置

構築したARコンテンツを設置するに当たり、市内事業者等に本事業を周知し、賛同してもらえる協力事業者（宿泊施設や飲食店等）を複数確保すること。また、設置するスポットの関係者と連絡・調整を行うこと。

（２）周遊促進のための企画・運営

５．（１）の事業を活用した周遊促進のための企画・運営を行うこと。

- ① 協力事業者の施設等に設置したARスポットを活用するとともに、市内の飲食店や宿泊施設等観光事業者と連携して観光客を周遊させ、瀬戸内市内での滞在時間の延長及び消費額増大を促進するための企画を実施・運営すること。
- ② 事業告知のため、ソーシャルメディア（SNS）を活用した情報発信を行うこと。また、必要に応じてWebページを作成し、周知を行うこと。なお、当広告費については、事業経費内に計上すること。
- ③ 幅広い世代に当企画を楽しんでもらうため、紙ベースのパンフレットやチラシ等を作成・配布すること。なお、必要部数は２万部以上とし、作成に当たっては、多言語対応（日本語、英語必須）とすること。
- ④ 事業の実施に当たり、景品を提供する場合は、当選者を抽選により決定するものとする。また、景品の調達及び発送にかかる費用等は事業費の中に含めることとし、発送については受託者が実施する。景品の内容については、受託者と協議の上、決定するものとする。

（３）保守運用の提案

- ① 運営方法や運営費用について提示すること。その際、クラウドサービスを含めて良いものとする。
- ② 令和７年度内にかかる運用費用については、委託費に含めるものとする。

（４）その他の要件

ARコンテンツ等については、事業実施期間中２４時間動作する仕様とすること。なお、アプリケーションを活用する場合は、以下を遵守すること。

- ① アプリケーションに不具合が確認された場合は、速やかにAppstore又はGoogleplayにアップデートを提出すること。
- ② アプリケーション内のデータが破損した場合は、速やかに市に報告することとし、復旧方法について速やかに市に提示すること。
- ③ 委託期間中にOSのアップデートが発生した場合は、これに対応すること。
- ④ アプリケーションの作成に当たっては、複雑な操作を行うことなく利用できるものとする。また、屋外での操作の際にも安全に利用できる仕様とすること。

（５）実績報告書の作成と報告

本業務の実績報告書を以下の内容でとりまとめ、発注者へ提出すること。

① 事業の実績報告

５．（２）の事業実施期間中、ログを記録するとともに、参加者数、各スポットの訪問者数や参加者の声等について把握し、実績報告時に取りまとめて報告すること。加えて、参加者及び協力事業者に対してアンケートを実施し、結果を取りまとめてあわせて報告

すること。

- ② 効果検証・分析
- ③ 課題
- ④ 課題解決に対する提言

6 成果品等

本業務実績報告書 1 部及び本業務で作成した電子データを収録した DVD-R 等一式

7 再委託の制限等

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、契約金額の範囲内で、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に文化観光課に対して様式13によって、再委託の内容及びその他再委託先に対する管理方法等を十分に協議し、了解を得ること。

8 著作権の譲渡等

本事業の実施により作成される成果物の著作権等の取扱いは次の各号に定めるところによる。

- (1) 本業務の履行に係る成果物の所有権は全て発注者に帰属する。
- (2) 成果品が著作権法（昭和 45 年法律第 48 条）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (3) 成果品について、受注者及びその他の第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、発注者及び発注者の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。
- (5) 発注者は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (6) 受注者は、発注者の了解のもとに、成果品を使用することができる。
- (7) 本業務の遂行にあたり受注者が独自に作成した著作物についても成果品として発注者に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1) から (5) の規定を準用する。

9 その他留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、発注者と受注者で協議の上決定する。なお、この仕様書に明示されていない事項又は、業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受注者の責任において対処することと

する。

- (3) 事故等により発生した損害については、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は両者協議により決定する。
- (4) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保、その他付随する業務全般を実施すること。
- (5) 本業務で作成した画像・動画等の著作権は、原則として、すべて瀬戸内市に帰属するものとする。また、当該画像・動画等は、瀬戸内市において、本件業務以外に二次使用することがある。
- (6) 著作権・肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (7) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、発注者の承諾を得ることなく第三者に漏らしたり、本業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。